

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	工事許可手続きの簡素化・迅速化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>回線工事手続きにあたって提出が必要な道路占有届、河川占有届、港湾占有届、国立公園内占有届、共架申請、管路申請の申請様式・申請方法・添付資料が、地方自治体や管轄窓口によって異なるため、申請作業が煩雑化し、工程調整や作業準備に時間を要している。</p> <p>例えば、国道の保守作業（計画）が伴う場合は、国道事務所（出張所）へ道路占有届の申請から許可を受けるまでには通常2～3週間かかっている。また、道路管理者によっては、引込線に係る道路占有許可の要否基準が異なる。（i. 占有申請は不要、ii. 占有料免除となるが申請は必要、iii. 占有申請必要及び占有料必要など）</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	道路法第32条、河川法第24条、港湾法第37条、自然公園法、森林法、文化財保護法、古都保存法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路管理者、電柱管理者、管路管理者等の各窓口へ提出する申請書類等を標準化、または電子申請化する等して簡略化すべき。 ・ 条件によっては事後申請できる運用とすべき。これにより、お客様に対して早期に回線提供が出来、利便向上を図ることができる。